

身体拘束廃止に関する指針

令和 6 年 3 月

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合

広域養護老人ホーム県央寮

広域養護老人ホーム県央寮
外部サービス利用型指定特定
施設入居者生活介護事業所

広域養護老人ホーム県央寮
訪 問 介 護 事 業 所

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）の生活の自由を制限するものであり、入所者等の尊厳ある生活を阻むものである。広域養護老人ホーム県央寮、広域養護老人ホーム県央寮外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所及び広域養護老人ホーム県央寮訪問介護事業所（以下「当施設」という。）では、入所者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援、サービス提供に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

支援、サービス提供にあたっては、本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者等の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入所者等個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援、サービスの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うこともある。

ア 切迫性 入所者等本人や他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

イ 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

ウ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 身体拘束を行うには、以上の3つの要素をすべて満たすことが必要である。

(3) 身体拘束がもたらす弊害

身体拘束がもたらす具体的な弊害としては、

ア 身体的弊害

(ア) 関節の拘縮、筋力の低下などの身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生をさせる。

(イ) 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力を低下させる。

(ウ) 無理な立ち上がりによる転倒事故、乗り越える転落事故、拘束による窒息をさせる。

イ 精神的弊害

(ア) 不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与え、人としての尊厳を侵害する。

(イ) 認知症が更に進行し、せん妄の頻発につながる。

(ウ) 家族にも大きな精神的苦痛をもたらす。

(エ) スタッフが自らの行うサービスに誇りがもてなくなる。

ウ 社会的弊害

施設等に対する社会的な不信感や偏見を引き起こす。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合には、その状況について経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力する。

(3) 日常サービスにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に次のことに取り組む。

ア 入所者等主体の行動・尊厳ある生活に努める。

イ 言葉や対応等で、入所者等の精神的な自由を妨げないように努める。

ウ 入所者等の思いをくみ取り、入所者等の意向に沿った支援、サービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

エ 入所者等の安全を確保する観点から、入所者等の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束防止委員会において検討する。

オ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入所者等に主体的な生活をしていただけるように努める。

3 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束防止委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて身体拘束防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 設置目的

(ア) 当施設内での身体拘束に向けての現状把握及び改善についての検討を行う。

(イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きを行う。

(ウ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討を行う。

(エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

イ 委員会の構成員

- (ア) 寮長
- (イ) 管理者
- (ウ) 主任生活相談員
- (エ) 計画作成担当者
- (オ) 生活相談員
- (カ) 看護職員
- (キ) 事務職員
- (ク) 主任支援員
- (ケ) サービス提供責任者
- (コ) 栄養士
- (サ) 支援員
- (シ) 介護職員
- (ス) 訪問介護員

※委員会の責任者は寮長とし、必要に応じ他の専門職の助言を得る。

ウ 委員会の開催

- (ア) 3 か月に 1 回定期開催する。
- (イ) 必要時は随時開催する。
- (ウ) 委員会の結果について、職員への周知を徹底する。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、次の手順に従って実施する。

(1) 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ア 徘徊しないように、車椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ 点滴等の針を抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ 点滴等の針を抜かないように、または皮膚をかきむしらないように指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ 車椅子・椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ 行動を落ちかせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離をする。

(2) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、関係各係の代表が集まり、拘束による入所者等の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の３要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取組改善の検討会を早急に行い実施に努める。

(3) 入所者等本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期間を越え、なお拘束の必要とする場合については、事前に身元引受人・家族等と行っている内容と方向性、入所者等の状態などを確認し、説明と同意を得た上で実施する。

(4) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は５年間保存するとともに、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(5) 拘束の解除

(3)と(4)の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、身元引受人・家族等に報告する。

5 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームサービスを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(1) 寮長・管理者

委員会の総括管理

(2) 主任生活相談員・計画作成担当者

サービス現場における諸課題の総括

(3) 看護職員

ア 医師との連携

イ 当施設における医療行為の整備

ウ 重度化する入所者等の状態観察

エ 記録の整備

(4) サービス提供責任者・生活相談員・主任支援員

- ア 身体拘束廃止に向けた職員教育
- イ 医療機関、家族との連絡調整
- ウ 家族の意向に沿ったサービスの確立
- エ 当施設のハード、ソフト面の改善
- オ チームサービスの確立
- カ 記録の整備

(5) 事務職員

当施設のハード、ソフト面の改善

(6) 栄養士

入所者等の状態に応じた食事の工夫

(7) 支援員・介護職員・訪問介護員

- ア 拘束がもたらす弊害の正確な認識
- イ 入所者等の尊厳の理解
- ウ 入所者等の疾病、障害等による行動特性の理解
- エ 入所者等個々の心身の状態を把握し基本的サービスの提供
- オ 記録は正確かつ丁寧な記録

6 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

当施設のすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援、サービスの提供について職員教育を実施する。

- (1) 定期的な教育・研修（年２回）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管を行い、職員に周知を徹底する。

7 身体拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、入所者等及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上で公開する。

附 則

この指針は、平成 20 年 7 月から実施する。

附 則

この指針は、平成 28 年 5 月から実施する。

附 則

この指針は、平成元年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。